

雷雨・雷光・落雷・熱中症事故防止対策の運用規程

(公財) 茨城県サッカー協会

第 4 種委員会

(目的)

この規程は、茨城県サッカー協会第 4 種委員会での各種大会期間中における雷鳴・雷光・落雷時及び熱中症に関する安全対策の運用を目的とする。

(基本指針)

各種大会の試合中において落雷の予兆（雷鳴・雷光）があった場合及び WBGT 計にて 31 度を超えた場合は、速やかに試合を中止し、危険性がないと判断されるまで競技者及び関係者を安全な場所に避難させるなど、常に安全確保を最優先とする。

(判断)

試合の中断／再開、中止／再試合の判断は、以下のとおりとする。

試合成立条件：前半終了時点で試合成立とする。同点の場合は、両チームによる抽選によって結果を決める。この試合の結果がリーグ戦の順位に影響する場合（PK による決定）については、抽選による決定に変更する。

- (1) 落雷の予兆（雷鳴・雷光）及び WBGT 計 31 度を超えた場合、主審は試合を開始しない。また試合中においては中断をする。
- (2) 試合開始もしくは再開する場合、雷鳴・雷光が止んだ後、及び WBGT 計 31 度を下回って気象情報等をみて安全確認をしてから試合開始もしくは再開する。

再開方法は以下の通り。

※主審は、試合を止めた時間、ボールの位置、保有していたチームを記録する事

試合の再開方法

主審及び会場責任者が中断時の試合状態（時間、場所、ボール保有チーム）を把握し、その条件で再開させる。

- ・インプレー時に中断した場合は、主審がプレーを停止した時にボールがあった位置から、最後にボールを保持していたチームの競技者の 1 人にボールをドロップする。
- ・アウトオブプレー時に中断した場合は、その時の再開方法によりプレーを再開させる。

- (3) 試合中止の判断は、中断の間に当該試合の主審と会場責任者の話し合いにより決定する。
- (4) 試合開始後に中断・中止となった場合、前半が終了していれば試合は成立したものとみなし、中止時点での結果を最終結果とする。ただし、前半が終了していない場合は、再試合を行う。後半戦途中で中断した場合に当日中に天候の回復が見込めない為中止となった場合は、後半の試合内容は無きものとし、前半終了時点での結果を最終結果とする。
- (5) 中止と判断した試合の再試合実施の日程及び会場等については、両チームの予定等を調整し、県運営委員会において協議のうえ、委員長が最終決定する。

再試合の進め方は以下の通り。

試合出場選手は、エントリー表に記載された選手である事（メンバー表は再試合当日提出する）。

- ・中断時の試合状態に関わらず、最初から試合を行う事とする。

- (6) 再試合出場チームは、協議結果を遵守し、実施する事。

2024 年 3 月 26 日改定

附 則：この規程は、2024 年 3 月 31 日から施行する